

監査報告書

平成 25 年 6 月 26 日

国立大学法人琉球大学
学長 大城 肇 殿

監事 小池勲夫

監事 城間 貞

私たち監事は、国立大学法人琉球大学の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 事業年度の会計及び会計以外の業務について監査を行いました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

平成 24 年度監事監査計画書に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。会計監査人より監査方法及びその結果について説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、国立大学法人琉球大学の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) キャッシュ・フロー計算書は、国立大学法人琉球大学のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類は、指摘すべき事項はありません。
- (4) 国立大学法人等業務実施コスト計算書は、国立大学法人琉球大学の国立大学法人等業務実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項はありません。
- (6) 事業報告書は、国立大学法人琉球大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 決算報告書は、指摘すべき事項は認められません。
- (8) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。

以上

この写しは原本と相違ないことを証明する。

平成 25 年 6 月 27 日

国立大学法人琉球大学
学長
大城 肇



独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

国立大学法人 琉球大学
学長 大城 肇 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大久保和彦

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

吉村祐二

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

奥谷績

<財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立大学法人琉球大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。）について監査を行った。

財務諸表に対する学長の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人琉球大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人琉球大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する学長の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

(1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人琉球大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第5期事業年度、第6期事業年度及び第9期事業年度に会計監査人に選任されたため、事業報告書に記載されている事項のうち第7期事業年度及び第8期事業年度の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（第5期事業年度、第6期事業年度及び第9期事業年度の会計に関する部分に限る。）が国立大学法人琉球大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

この写しは原本と相違ないことを証明する。

平成25年06月27日

国立大学法人琉球大学長
大城 肇

